

沖縄県「感染再拡大抑制期間」に伴う村民及び来島者の皆さまへのお願い

「要請期間：令和4年2月21日（月）～3月31日（木）」

新型コロナウイルスの感染再拡大抑制にむけ、令和4年2月18日付沖縄県の対処方針が示されました。これを受け本村では、対処方針に準じ以下の方針を決定しましたので、お知らせします。

まん延防止等重点措置期間において、村内では大きな感染もなく急拡大を抑えられたところですが、本島各地では子ども達と高齢者を含む全年代で持続的に流行は続いています。

安心安全な生活と観光地づくりのため、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○期間中の船舶及び村営バスの運航等について

- ・クィーンざまみ及びフェリーざまみ3の運航は通常通り。
- ・村内航路みつしまの運航は通常通り。
- ・村営バスの運行は通常通り。

※感染状況に応じて運航等変更が生じる場合もございますのでご容赦願います。

○公共施設の使用について

- ・村内の公共施設利用は通常通り。但し飲食を伴う会合・懇親会等をご遠慮願います。
- ・キャンプ場、コテージ等、ビーチ等の利用については通常通り。
- ・重要指定文化財「高良家」開館は通常通り。

※感染状況に応じて利用条件等見直しが生じる場合もございますのでご容赦願います。

○外出及び移動等について

- ・会食は、4人以下・2時間以内で行うこと。
- ・人との距離の確保、マスクの正しい着用、小まめな手洗い・手指消毒、「密集・密接・密会」の回避（ゼロ密を目指そう）、屋内、車内の十分な換気の徹底を。
- ・家庭内感染が多いことから、家庭内においても室内の定期的に換気をするとともにこまめに手洗いを行い、子どもの感染防止策を徹底すること。
- ・県外との往来について、まん延防止等重点措置指定都道府県との往来はお控え願います。（検査を受け陰性を確認した場合、受験・受診・仕事等の必要な場合は除く）
- ・本村への往来については体調不良の際は延期または検討を願います。また、ワクチン接種の完了又はPCR等検査の受検をお願いいたします。

○飲食店等への要請について

- ・業種別ガイドラインの厳守、感染防止対策の徹底をお願い致します。

令和4年2月21日
座間味村長 宮里 哲